


2009年（平成21年）3月2日

国立大学法人 鳥取大学
学長 能勢 隆之 殿

鳥取地区事業場 過半数代表 
廣重 佳治

意見書

平成21年2月20日（金）午前11時00分より説明のあった次の就業規則の改訂等に対する意見はつぎのとおりである。

I 特別休暇の取り扱いを改めるもの

鳥取大学職員の勤務時間及び休暇等に関する規定の一部改訂

- ・意見 改訂内容（裁判員の追加）については意見なし。

II 任期付教員の取扱いを改めるもの（地域学部）

鳥取大学における教員の任期に関する規則の一部改正

- ・意見 改訂内容については意見なし。ただし、人事に関する就業規則の改正の手続きについては、前回の産学地域連携推進機構の任期付教員の取扱いの改訂（平成21年1月28日）に引き続き、形骸化されていると思われる不手際が重なっており、実務の適正化を改めて要望する。

III 免許状更新講習手当の新設に伴うもの

鳥取大学職員給与規定の一部改正

- ・意見 改正内容（免許状更新講習手当の追加）については意見なし。

鳥取大学給与細則24-6・免許状更新講習手当支給に関する細則の制定

- ・意見 本細則に定める手当額（非常勤講師単価額相当）が講義等の教材等の準備費に充当される事態が生じないように、教材費等の別途調達に関する一条を要望する。

IV 有期契約職員の雇用限度の取り扱いを改めるもの

鳥取大学有期契約職員就業規則の一部改正

- ・意見 本改正は近年の雇用不安を解消する社会的責任を果たすものとして、また働く意欲のある有用なパートタイム職員に就労の路を開くものとして歓迎できる内容である。しかし、その適用範囲は「平成21年度3月31日在職者」に限定され、同年4月1日以降の新採用者には適用されないとあり、加えて厚生労働省の「改正パートタイム労働法」（平成20年4月1日施行）に沿った改正でないとの説明であった。「改正パートタイム労働法」の趣旨（同一労働同一賃金などの待遇改善、通常の労働者への転換など）を考慮した就業規則となるよう一層の改善を求める。

以上